

民間事業者の皆さまもマイナンバー（個人番号）を扱います

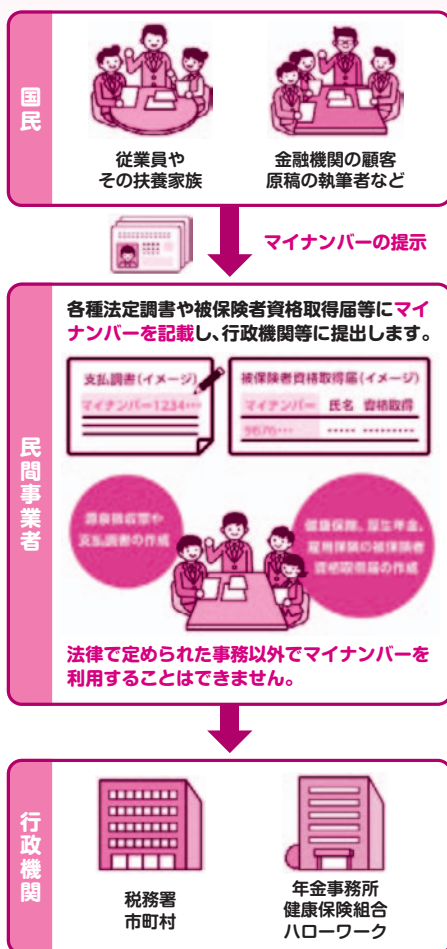
政策課 ☎63・6303



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

国民の一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で使用が始まります。これに伴い民間事業者の皆さまも、税や社会保険の手続で、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

■マイナンバーの取扱いは、事業の規模に関わらず全ての事業者に応用されます



■事業者が注意すべき4つのポイント

◆取得

- ・マイナンバーを従業員などから取得するときは、利用目的をきちんと明示してください。
- ・他人のなりすましなどを防止するために、本人確認は厳格に行ってください。

◆利用・提供

- ・事業者は税や社会保険に関する手続書類に従業員などのマイナンバーを記載して行政機関などに提出します。法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用・提供することはできません。

◆保管・廃棄

- ・マイナンバーが記載された書類は、必要がある場合に限り保管し続けることが可能ですが、不要になった場合には、速やかに廃棄・削除しなければなりません。

◆安全管理措置

- ・マイナンバーを含む個人情報の取扱いは、従来の個人情報よりも厳格に行う必要があります。
- ・管理方法は、事業内容や規模に合わせて検討してください。
- ・詳しい情報は、内閣官房ホームページをご覧ください。（「マイナンバー」で検索してください。）

市民課からのお知らせ

市民課 ☎63・6306

■通知カードの発送時期についてのお知らせ

マイナンバー（個人番号）を記載した「通知カード」は、国立印刷局で印刷し、全国の市区町村に10月中旬以降順次発送されているところです。なお、現時点での本市への発送時期は11月中旬頃となっております。11月末までには市民の皆さまのお手元にお届けできる予定ですので、ご心配をおかけしますが、今しばらくお待ちください。

■通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ

*通話料がかかります。

【日本語窓口】 ☎0570・783・578

【外国語窓口】 ☎0570・064・738

平日 8時30分～22時

（平成28年4月以降 8時30分～17時30分）

土日・祝日 9時30分～17時30分

*年末年始を除く。